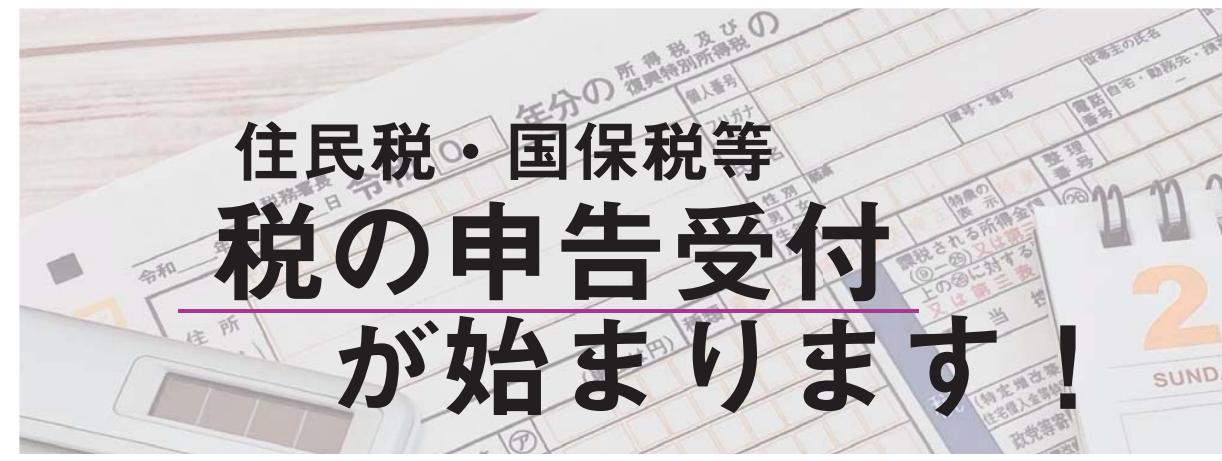


住民税・国保税等の申告は2月から



住民税・国保税等 税の申告受付 が始まります!



申告は決められた日に

収支計算書は必ず記載を

確定申告は自宅
からできます！

税務課や町民生活課窓口に
来庁し、申告をする方がいますが、窓口での申告受付は混雑し長時間待たせるだけでなく、申告以外の他のお客様の迷惑にもなります。

今年度も2月中旬から3月中旬まで、各地区公民館等を巡回して申告受付を実施します。

日程は振興会を通じての回覧や町ホームページ等にて別途お知らせします。

合は、申告予備日をご利用ください。（申告受付は休日および夜間窓口も設定しています。）

また、申告受付開始前は、課税資料整理のため受付できません。

書き方が分からぬ方は、申告会場にて記載方法を指導します。

詳しく述べ、国税局ホームページをご覧いただくか、国税相談専用ダイヤルや最寄りの税務署にお尋ねください。

国税相談専用ダイヤル
☎ 0570(0)5901
鹿屋税務署
☎ 0994(4)3127
※自動音声案内

国税局ホームページ
「動画で見る確定申告」
国税局ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
QRコード

申告当日に必要なもの

- ①記入済みの「受付票（収支計算書）」
1月中旬頃に振興会を通じて配布します。
農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書（一般用、不動産所得用）」をご利用ください。
- ②帳簿、売上伝票や領収書等
職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上ご持参ください。
(肉用牛売却証明書も忘れずに)
- ③補助金や交付金の決定通知書
経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要です。
- ④源泉徴収票
- ⑤控除証明書
国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等の支払証明書。医療費控除は保険金等で補てんされる金額は差し引きます。金額が確定していない場合は、金額が確定してから申告してください。
- ⑥通帳
所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要です。
- ⑦マイナンバーカード又は個人番号通知
カード及び運転免許証、健康保険証等
- ⑧その他
各種証明書やその他個人で申告に必要な物。(個々に必要書類が異なります。)

別表（③関連）：特定親族特別控除の新設

扶養親族の合計所得金額 (給与収入金額)	控除額
58万円（123万円）超～ 95万円（160万円）以下	45万円
95万円（160万円）超～ 100万円（165万円）以下	41万円
100万円（165万円）超～ 105万円（170万円）以下	31万円
105万円（170万円）超～ 110万円（175万円）以下	21万円
110万円（175万円）超～ 115万円（180万円）以下	11万円
115万円（180万円）超～ 120万円（185万円）以下	6万円
120万円（185万円）超～ 123万円（188万円）以下	3万円

別表（②関連）：扶養親族等の所得要件

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び 扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親控除の対象となる 子の総所得金額	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる 親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における 必要経費に算入する金額の 最低保障額	55万円	65万円

★令和8年度以降に適用
される個人住民税の主な
改正点

物価上昇局面における税負
担の調整及び就業調整対策の
観点から、給与所得控除の見
直し、各種扶養控除等に係る
所得要件額の引き上げ、大学生
年代の子等に係る新たな所得
控除の創設等が行われること
となりました。

①給与所得控除の見直し
給与の収入金額が190万
円以下の方の給与所得控除に
ついて、**最低保証額が最大10万
円引き上げられます。**
(改正前55万円→改正後65万円)

②扶養親族等の所得要件の改
正
扶養控除等の適用を受ける
場合の**所得要件が10万円引き上
げられます。**

別表（③関連）：特定親族特別控除の新設

扶養親族の合計所得金額 (給与収入金額)	控除額
58万円（123万円）超～ 95万円（160万円）以下	45万円
95万円（160万円）超～ 100万円（165万円）以下	41万円
100万円（165万円）超～ 105万円（170万円）以下	31万円
105万円（170万円）超～ 110万円（175万円）以下	21万円
110万円（175万円）超～ 115万円（180万円）以下	11万円
115万円（180万円）超～ 120万円（185万円）以下	6万円
120万円（185万円）超～ 123万円（188万円）以下	3万円

お問い合わせ先
肝付町役場 税務課
☎ 0994(65)8414
内之浦総合支所町民生活課
場で申告する必要はありません。
※税務署から申告の案内が来て
いる方については、税務署
での申告をお願いします。
なお、税務署で確定申告を
した場合、後日町へ申告書が
送付されますので、改めて役
務署にて申告してください。

お問い合わせ先
肝付町役場 税務課
☎ 0994(65)8414
内之浦総合支所町民生活課